

株式会社NexTone  
管理委託契約約款 新旧対照表

(新)	(旧)	備考
<p>表紙</p> <p>2018年 2月 28日届出</p> <p>株式会社 NexTone</p>	<p>表紙</p> <p>2017年 3月 1日届出</p> <p>株式会社 NexTone</p>	<p>届出日を更新</p>
<p>第2条（管理委託契約） 委託者はNexToneに対して、委託者が管理委託契約で指定した音楽著作物（委託者がNexToneに作品届を提出した著作物。以下「委託著作物」といいます。）の、次の各号に掲げるいずれかの利用許諾（委託者が管理委託契約で指定するところによります。）について、NexToneが自己の名において、委託者の計算で取次による管理業務（利用許諾契約に関する交渉および契約の締結、使用料の徴収および分配、その他これらに付随する業務）を行うこと並びに補償金の受領および分配を行うことを委任し、NexToneはこれを受任します。</p>	<p>第 2 条（管理委託契約） 委託者はNexToneに対して、委託者が管理委託契約で指定した音楽著作物（委託者がNexToneに作品届を提出した著作物。以下「委託著作物」といいます。）の、次の各号に掲げるいずれかの利用許諾（委託者が管理委託契約で指定するところによります。）について、NexToneが自己の名において、委託者の計算で取次による管理業務（利用許諾契約に関する交渉および契約の締結、使用料の徴収および分配、その他これらに付随する業務）を行うことを委任し、NexToneはこれを受任します。</p>	<p>各種補償金の受領と分配を行うことを目的とし追加する</p>
<p>第 13 条（管理委託契約の解除等） 4. 本条または第15条の定めにより管理委託契約が解除された場合であっても、NexToneは、当該解除前になされた利用許諾に関して、使用料の徴収および分配、その他これらに付随する業務を行うことができるものとします。</p>	<p>第 13 条（管理委託契約の解除等） 4. 本条または第14条の定めにより管理委託契約が解除された場合であっても、NexToneは、当該解除前になされた利用許諾に関して、使用料の徴収および分配、その他これらに付随する業務を行うことができるものとします。</p>	<p>第14条の新設に伴い条数繰り下げ</p>
<p><u>第14条（委託契約終了後の使用料等の分配に関する特例）</u> <u>管理委託契約が終了するにあたり、委託者である音楽出版者が所在不明などの理由でNexToneが委託者に対して使用料等を分配することができない場合は、当該使用料等にかかる分配対象著作物（著作物使用料分配規程第2条4号に定める分配対象著作物をいいます。）の著作者が、自らが当該分配対象著作物の著作者であることを疎明できた場合、NexToneは当該著作者に対して当該使用料等を分配することができるものとします。</u></p>	<p>新設</p>	<p>管理委託契約が終了する際に委託者への使用料支払いが行えない状況が発生した場合を想定し、一定の条件をクリアした場合に限り、著作者への分配を可能とする特例を追加する</p>

株式会社NexTone  
管理委託契約約款 新旧対照表

<p>第 <u>15</u> 条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1. 委託者は、自らまたは自らの役員もしくは従業員が、現在次の各号のいずれにも該当していないこと、および将来も該当しないことを、NexToneに対して誓約します。</p> <p>(1) 暴力団 (2) 暴力団員 (3) 暴力団準構成員 (4) 暴力団関係企業 (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 (6) その他前各号に準ずる者</p> <p>2. 委託者は、自らまたは第三者をして、次の各号の行為を行わないことを、NexToneに対して誓約します。</p> <p>(1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4) 風説の流布、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為 (5) その他前各号に準ずる行為</p> <p>3. 委託者が本条第1項または第2項のいずれかに違反した場合、NexToneは催告等を要することなく書面にて通知することにより、直ちに管理委託契約を解除することができ、当該違反により生じた損害全額の賠償を請求することができるものとします。</p>	<p>第 <u>14</u> 条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1. 委託者は、自らまたは自らの役員もしくは従業員が、現在次の各号のいずれにも該当していないこと、および将来も該当しないことを、NexToneに対して誓約します。</p> <p>(1) 暴力団 (2) 暴力団員 (3) 暴力団準構成員 (4) 暴力団関係企業 (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 (6) その他前各号に準ずる者</p> <p>2. 委託者は、自らまたは第三者をして、次の各号の行為を行わないことを、NexToneに対して誓約します。</p> <p>(1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4) 風説の流布、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為 (5) その他前各号に準ずる行為</p> <p>3. 委託者が本条第1項または第2項のいずれかに違反した場合、NexToneは催告等を要することなく書面にて通知することにより、直ちに管理委託契約を解除することができ、当該違反により生じた損害全額の賠償を請求することができるものとします。</p>	<p>第14条の新設に伴い条数繰り下げ</p>
---	---	-------------------------

株式会社NexTone  
管理委託契約約款 新旧対照表

<p><b>第 16 条（通知・送金等）</b> 1. 本約款、管理委託契約、その他NexToneが定める規程等に基づくNexToneの委託者に対する通知は委託者が届け出た住所地またはメールアドレス宛に行われるものとし、送金については委託者が届け出た送金先宛に対して行われるものとします。本約款等に定める通知が委託者に到達しない場合は、NexToneが当該通知を発した時に到達したものとみなされます。 2. 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合、速やかにNexToneにその旨を通知し、かつ、所定の手続をとらなければならないものとします。 (1) 転居等により、連絡先として届け出た住所に変更があった場合 (2) 送金先の名称、口座番号、口座名義等に変更があった場合 (3) 改姓または改名をした場合 (4) 委託者が、法人その他の団体である場合において、合併し、解散し、またはその組織、名称等を変更した場合 (5) 代表者、代理人または著作物使用料の代理受領者に変更があった場合 (6) 委託著作物にかかる権利の帰属について、何らかの変更を生じた場合 (7) その他、NexToneが委託著作物にかかる権利の帰属状況の解明等のため、あらかじめ委託者からNexToneに対して告知することを求めた事項について変更があった場合 3. 委託者は、委託者または分配金受領者が外国に居住するときは、送金、通知の日本国内における代理受領者を定めなければならないものとし、その住所および氏名をNexToneに対して通知しなければならないものとします。 4. 委託者が本条第2項および第3項に定める義務を怠ったことに起因する損害については、委託者は自己の責任と負担においてこれに対応するものとし、NexToneは一切その責めを負わないものとします。</p>	<p><b>第 15 条（通知・送金等）</b> 1. 本約款、管理委託契約、その他NexToneが定める規程等に基づくNexToneの委託者に対する通知は委託者が届け出た住所地またはメールアドレス宛に行われるものとし、送金については委託者が届け出た送金先宛に対して行われるものとします。本約款等に定める通知が委託者に到達しない場合は、NexToneが当該通知を発した時に到達したものとみなされます。 2. 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合、速やかにNexToneにその旨を通知し、かつ、所定の手続をとらなければならないものとします。 (1) 転居等により、連絡先として届け出た住所に変更があった場合 (2) 送金先の名称、口座番号、口座名義等に変更があった場合 (3) 改姓または改名をした場合 (4) 委託者が、法人その他の団体である場合において、合併し、解散し、またはその組織、名称等を変更した場合 (5) 代表者、代理人または著作物使用料の代理受領者に変更があった場合 (6) 委託著作物にかかる権利の帰属について、何らかの変更を生じた場合 (7) その他、NexToneが委託著作物にかかる権利の帰属状況の解明等のため、あらかじめ委託者からNexToneに対して告知することを求めた事項について変更があった場合 3. 委託者は、委託者または分配金受領者が外国に居住するときは、送金、通知の日本国内における代理受領者を定めなければならないものとし、その住所および氏名をNexToneに対して通知しなければならないものとします。 4. 委託者が本条第2項および第3項に定める義務を怠ったことに起因する損害については、委託者は自己の責任と負担においてこれに対応するものとし、NexToneは一切その責めを負わないものとします。</p>	<p>第14条の新設に伴い条数繰り下げ</p>
<p><b>第 17 条（財務諸表等の作成等）</b> NexToneは、毎事業年度経過後3か月以内に、著作権等管理事業法施行規則（平成13年6月15日文科科学省令第73号）第19条に定める財務諸表等を作成し、これをNexToneの事務所に備え付け、委託者の申し出により閲覧、謄写させるものとします。</p>	<p><b>第 16 条（財務諸表等の作成等）</b> NexToneは、毎事業年度経過後3か月以内に、著作権等管理事業法施行規則（平成13年6月15日文科科学省令第73号）第19条に定める財務諸表等を作成し、これをNexToneの事務所に備え付け、委託者の申し出により閲覧、謄写させるものとします。</p>	<p>第14条の新設に伴い条数繰り下げ</p>
<p><b>第 18 条（権利義務の譲渡禁止）</b> 委託者は、NexToneの事前の書面による同意なしに、本約款ないし管理委託契約に基づく権利または義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、または担保に供することができないものとします。</p>	<p><b>第 17 条（権利義務の譲渡禁止）</b> 委託者は、NexToneの事前の書面による同意なしに、本約款ないし管理委託契約に基づく権利または義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、または担保に供することができないものとします。</p>	<p>第14条の新設に伴い条数繰り下げ</p>

株式会社NexTone  
管理委託契約約款 新旧対照表

<p><b>第 19 条</b>（本約款の変更）</p> <p>1. NexToneは、本約款を変更した場合は、NexToneのウェブサイト（www.nex-tone.co.jp）に掲載する方法により遅滞なく公示するとともに、委託者に通知します。</p> <p>2. 本約款の変更の内容に異議のある委託者は、前項に定める通知の到達した日から1か月以内に、NexToneに対し書面により申し出ることにより、管理委託契約を解除することができるものとします。</p> <p>3. 本条第1項に定める公示の日から3か月を経過しても前項に定める解除の申し出がないときは、委託者は本約款の変更について承諾したものとみなされます。</p>	<p><b>第 18 条</b>（本約款の変更）</p> <p>1. NexToneは、本約款を変更した場合は、NexToneのウェブサイト（www.nex-tone.co.jp）に掲載する方法により遅滞なく公示するとともに、委託者に通知します。</p> <p>2. 本約款の変更の内容に異議のある委託者は、前項に定める通知の到達した日から1か月以内に、NexToneに対し書面により申し出ることにより、管理委託契約を解除することができるものとします。</p> <p>3. 本条第1項に定める公示の日から3か月を経過しても前項に定める解除の申し出がないときは、委託者は本約款の変更について承諾したものとみなされます。</p>	<p>第14条の新設に伴い条数繰り下げ</p>
<p><b>第 20 条</b>（準拠法）</p> <p>本約款および管理委託契約は、日本法に準拠するものとします。</p>	<p><b>第 19 条</b>（準拠法）</p> <p>本約款および管理委託契約は、日本法に準拠するものとします。</p>	<p>第14条の新設に伴い条数繰り下げ</p>
<p><b>第 21 条</b>（合意管轄）</p> <p>本約款ないし管理委託契約に関して紛争が生じたときは、事物管轄に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。</p>	<p><b>第 20 条</b>（合意管轄）</p> <p>本約款ないし管理委託契約に関して紛争が生じたときは、事物管轄に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。</p>	<p>第14条の新設に伴い条数繰り下げ</p>
<p>附則 本約款は、<b>2018</b>年4月1日より改訂します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>附則 本約款は、<b>2017</b>年4月1日より改訂します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>改定日を更新</p>